熊谷市子育て支援・保健拠点施設維持管理・運営モニタリング支援業務委託
公募型プロポーザル競争　実施要領

1　趣旨

本要領は、熊谷市子育て支援・保健拠点施設維持管理・運営モニタリング支援業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2　業務委託概要

⑴　名称　熊谷市子育て支援・保健拠点施設維持管理・運営モニタリング支援業務

⑵　目的　本業務は、熊谷市子育て支援・保健拠点施設の維持管理・運営（以下「当該事業」という。）に関して本市が実施するモニタリングに対し、専門的な視点から各種の支援を行い、維持管理・運営等を行う事業者に業務を完全履行させ、公共性を確保するとともに、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

⑶　内容　以下のとおりとする。ただし、業務委託の詳細については、今後、受託事業者と協議の上、変更する場合がある。

ア　指定管理者が作成する各種計画書の確認

【実施年度：令和８年度～令和１０年度】

①　事業実施に係る事業計画書（業務計画書）等の確認
②　DBO事業に係る業務仕様書、長期修繕計画書等の確認
③　セルフモニタリング実施計画書等の確認

イ　事業実施に係るモニタリングの支援【実施年度：令和８年度～令和１０年度】

①　事業報告書等モニタリングに必要な書類の精査
②　開業準備業務報告書の確認
③　事業報告書等の確認
④　維持管理及び運営業務報告書等の確認
⑤　立ち入り調査、改善指導等に関する支援
⑥　財務書類・計算書類等に関するモニタリング支援
⑦　維持管理及び運営業務の評価及び指導に関する助言
⑧　定期モニタリングの立会い・打合せ
⑨　業務遂行上の問題及び契約上の疑義発生時の対応支援

⑷　委託期間　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

⑸　モニタリング対象施設の概要

名称：熊谷市子育て支援・保健拠点施設
場所：熊谷市石原三丁目27番地
敷地面積：約27,000㎡
施設概要：こども館、石原児童クラブ、中央保育所、保健センター、休日・夜間急患診療所で構成する複合施設（４棟５施設）

延べ床面積：約7,280㎡

維持管理・運営業務受託者：熊谷子育て支援・保健拠点施設㈱（SPC）

⑹　委託料の支払方法（予定）

ア　令和８年度・９年度：支払限度額の範囲内で出来高部分に応じて部分払

（部分払の請求回数：各年度１回）

イ　令和１０年度：支払限度額の範囲内で完了払

3　予算額

業務等に要する費用の上限は、１２，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、令和８年度の上限は ６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、令和９年度及び令和１０年度の上限額は、工程等計画の提案を踏まえ協議することとする。

4　実施形式　公募型

5　参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

⑵　熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑹　平成２７年４月から令和７年３月までに国又は地方公共団体から発注された、公共建築物のPFI、DBO等の民間活力を活用した事業手法における維持管理・運営段階におけるモニタリング支援業務又はPFI、DBO等に関するアドバイザリー業務に携わった実績を有すること。

⑺　当該事業を実施する事業者グループに属する者（構成員、協力企業のほか、下請け企業も含む。）でないこと。

⑻　⑹に掲げる経験を持つ現場責任者及び技術管理者を配置できること。

６　参加申込手続

⑴　提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を電子メールにて提出する。

ア　参加申込書（様式２－１）

イ　参加資格等確認申請書（様式２－２）

ウ　会社等概要整理表（様式３及び会社パンフレット等）

エ　業務実績調書（様式４）

オ　企画提案書（様式５）

カ　現場責任者実績調書（様式７－１）

キ　技術管理者実績調書（様式７－２）

ク　業務実施体制及び体制図（様式８）

ケ　見積書（Ａ４版任意様式）

コ　協力会社等調書（必要な場合のみ）

サ　その他必要とする書類

※　本業務の現場責任者及び技術管理者は、「５　参加資格要件⑹」に掲げる業務実績に従事した経験があれば必要に応じ記載する。

※　その他の添付資料として、①業務実績調書（様式４）で記載した業務の契約書の写し及び業務の内容を証する書類（テクリスの写し等）、②現場責任者及び技術管理者の実績調書に記載した業務実績で、従事した経験を証する書類（テクリスの写し等）を提出する。

※　業務の一部を協力会社に再委託する場合は、一部業務の再委託に係る協力会社等調書（様式９）を提出する。また、業務実施体制及び体制図に再委託する業務と担当者、担当者が有する資格等を明記する。

⑵　提出期限　　令和７年１０月２８日（火）１７時まで
⑶　提出先　　E-mail：kodomo【ｱｯﾄﾏｰｸ】city.kumagaya.lg.jp
※【ｱｯﾄﾏｰｸ】部分は「@」に置き換えてください。
⑷　提出方法　　電子メールにて提出すること。

7　企画提案書作成方法

企画提案書の構成等は以下のとおりとし、任意の書式で作成し、電子メールにて提出する。

⑴　提案書の構成

ア　企画提案書表紙（様式５）

イ　企画提案書（最大6ページまで）

①　現在想定している一連の業務の内容を把握し、分かりやすく明確な実施方針、モニタリング手法等を示すこと。

②　当該事業の特性や課題を踏まえた提案とすること。

③　文字サイズは10.5ポイント以上とする。

ウ　業務工程表（様式任意）

エ　その他必要に応じて資料を添付

8　質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式１）に質問事項を記載の上、電子メール又はＦＡＸにより提出する。

※ 電子メール又はＦＡＸ送信後は、未受信防止のため必ず熊谷市福祉部こども課に電話し、着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

ア　質問期限　　令和７年１０月１０日（金）１７時まで

イ　提出先　　熊谷市福祉部こども課
電子メール　kodomo@city.kumagaya.lg.jp
ＦＡＸ　　048－521－0520

ウ　回答方法　　質問及び回答については市ホームページに掲載する。

エ　回答日　　令和７年１０月１７日（金）

9　審査概要

⑴　一次審査（参加資格審査）

ア　審査方法

提出された参加申込書、会社等概要書及び業務実績調書等を熊谷市福祉部こども課において書類審査し、本業務の趣旨に適合する者を二次審査対象として選出する。

なお、審査期日は令和７年１０月３１日（金）とする。

イ　通知

書類審査で二次審査対象の者として選出されたものに「二次審査対象に関する通知」を行う。また、二次審査対象の者に選出されなかったものについては、その

旨を書面にて通知する。

なお、通知日は令和７年１１月１０日（月）とする。

⑵　二次審査

二次審査対象の者について、以下の方法により提案競争を実施し、「熊谷市子育て支援・保健拠点施設維持管理・運営モニタリング業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」がプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

ア　審査方法

①　期日　令和７年１１月１９日（水）

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査に関する通知書」により別途通知する。

②　場所　熊谷市宮町二丁目47番地１

熊谷市役所本庁舎議会棟　第１委員会室

③　持ち時間　各社３０分以内

（準備５分、説明１５分以内、委員からの質疑１０分以内）

④　内容　審査当日は、提案書の内容について原則として提案書に記載されている技術管理者又は現場責任者が説明を行う。審査委員会委員が行う質問に対する回答は、技術管理者以外でも可能とする。

なお、パワーポイント（提案内容を要約したもの）の使用は可とするが、事前に提出した審査提出書類で示した内容からの追加資料（追加提案）は認めない。

⑤　参加人数　プレゼンテーションの参加人数は、技術管理者を含め５名以内とする。

⑥　特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ　評価方法

①　採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

②　選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得たものが２者以上ある場合は、価格算定金額の最も低い者を契約候補者とする。更に価格算定金額が同額の場合、「業務の理解度、実施方針、実施体制」の点数が最も高い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第３位の合計評価点を得た者を第３候補者として特定する。

③　評価採点基準及び配点表（審査委員会委員１人当たり）

評価採点基準項目	配点
DBO 方式及び PFI 方式に係る事業のモニタリング業務に関する実績	15 点
配置予定者の DBO 方式及び PFI 方式に係る事業の経験及び資格	15 点
業務の理解度、実施方針、実施体制	30 点

事業の推進に関する提案	15 点
プレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する対応	5 点
提案価格　（最低提案価格／提案価格）×20 点	20 点
合計	100 点

④　評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした１者のみに最高点を付し、それに比較して他者には下回る点数を付す。（他者の点数は同点数可）

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各者の提案価格を代入して得た点数の少数点以下を切り捨てた整数値とする。

⑤　最低基準点の設定

最低基準点については、合計評価点が６割以上とする。ただし、１者のみ応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の６割以上とする。

⑥　プロポーザルの参加資格が無効となる場合、提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とし評価採点の対象としない。

ウ　その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

①　パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市が用意する。

②　パソコン及びプロジェクターについては、提案者の持ち込みも可とする。

10　選定結果

⑴　通知方法　全提案者に対して文書により通知する。

⑵　通知時期　令和７年１２月上旬

⑶　選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が１者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア　契約候補者の名称

イ　全提案者の名称※申込順

ウ　全提案者の評価点※得点順

エ　契約候補者の選定理由

※　提案者が１者のみで契約候補者となった場合は、契約候補者の名称のみの公表とする。

11　契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。

なお、この場合、契約候補者は改めて見積書を提出するものとする。

12　提出されたデータの取扱い

⑴　提出された全てのデータは返却しない。

⑵　提出後の追加、修正及び削除は認めない。

⑶　提出されたデータは、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。

⑷　市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。

⑸　企画提案書の提出は、１者１案とする。

13　情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

14　その他

⑴　言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

⑶　参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに熊谷市福祉部こども課宛に提出するものとする。

⑷　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示した、提出期限、提出先、方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　見積書の金額が、「３予算額」を超過した場合

⑸　著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

⑹　留意事項

本業務委託の応募に当たっては、以下のことに留意すること。

ア　本プロポーザル競争の参加者から再委託を受ける者は、本プロポーザル競争の参加者や他の参加者の協力者になることはできない。

イ　当該事業を実施する事業者グループに属する者（構成員、協力企業のほか、下請け企業も含む。）は、本業務委託の受注者になることはできない。

15　日程

令和７年１０月　１日（水）実施公告及び参加申込開始
１０月１０日（金）質問締切
１０月１７日（金）質問に対する回答
１０月２８日（火）一次審査提出書類受付締切
１１月１０日（月）一次審査結果及び二次審査書類通知
１１月１９日（水）プレゼンテーション審査
１２月上旬　　選定結果通知

16　問合せ先及び提出先

熊谷市福祉部こども課
住所　：〒360－8601　熊谷市宮町二丁目47番地１
電話　：048－577-8480
ＦＡＸ：048－521－0520
E-mail：kodomo【ｱｯﾄﾏｰｸ】city.kumagaya.lg.jp
※【ｱｯﾄﾏｰｸ】部分は「@」に置き換えてください。